

日本オリエンテーリング競技規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

本規則は、日本国内オリエンテーリング競技会について、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第4条（2）の規程に基づき、制定されたものである。競技者ならびに主催者は、本規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1. 定義

1.1 オリエンテーリングとは、競技者が地上に印されたいくつかの地点（コントロール）を、地図とコンパスを使用して、可能な限り短時間で走破するスポーツである。競技者とは、出場を認められた個人あるいはチームをいう。

2. 適用

- 2.1 本規則は、国際オリエンテーリング連盟（以下 IOF という）の競技規則に基づき、日本オリエンテーリング協会（以下 JOA という）がフットオリエンテーリング競技について定めるものである。
- 2.2 本規則は、国内における競技会に適用されるとともに、競技に関する諸規則の基本となるものである。

3. 競技会の分類

3.1 競技形態

3.1.1 競技の開催時刻による分類

- 昼間競技 全競技を昼間に行う。スタートの開始は早くとも日の出 1 時間後とし、スタートの完了は遅くとも日没までに優勝設定時間の 150%を残した時刻とする。
- 夜間競技 全競技を夜間に行う。スタートの開始は早くとも日没 1 時間後とし、スタートの完了は遅くとも日の出までに優勝設定時間の 200%を残した時刻とする。
- 昼夜複合競技 上記のいずれにも合致しない競技をいう。

3.1.2 競技の種別による分類

- 個人競技 競技者個人が独立して行う。
- リレー競技 2 人以上の競技者が連続して継走する方式で行う。
- 合算競技 2 人以上の競技者が独立して競技を行い、その所要時間を合計する方式で行う。

- チーム競技 2人以上の競技者が協力しながら行う。

3.1.3 競技結果の決定方法による分類

- 単一レース競技 1回のレース結果が最終成績になる。
- 複数レース競技 1日または複数日で行われ、複数レースの所要時間の合計が最終成績になる。
- 予選・決勝レース競技

予選を通過することで決勝レースの参加資格を得る。予選では原則として、競技者を複数のグループに配分する。予選の結果によって決勝のスタート順が決まる。決勝の結果のみが最終成績になる。

3.1.4 コントロールの通過順序による分類

- ポイント競技 指定された順番に回る競技
- フリー競技 任意の順番に回る競技

3.1.5 レース距離による分類

- ロングディスタンス競技
- ミドルディスタンス競技
- スプリント競技
- その他の距離による競技

3.2 本規則でいう競技会とは、JOA 主催大会、JOA 加盟都道府県協会もしくは団体（以下正会員という）の主催大会、および正会員に所属するクラブ等の団体、その他 JOA が開催を認めた団体が主催する大会をいう。

競技会のうち『公認大会開催に関する規則』にしたがって開催される大会を公認大会という。

4. クラス

4.1 クラス分け

- 4.1.1 すべての競技者が参加できるように、性別、年齢および技能レベルに応じたクラスを設ける。
 - 4.1.2 年齢は、その年度内に達する年齢とする。女性は男性のクラスに参加してもよい。
 - 4.1.3 21歳以上の競技者は、21歳を下限として若い年齢を対象とするクラスに参加してもよい。
 - 4.1.4 20歳以下の競技者は、20歳を上限として1ランク上の年齢を対象とするクラスに参加してもよい。
 - 4.1.5 競技者が参加できるのは、1大会1クラスである。
- ### 4.2 クラス名の表記
- 4.2.1 クラス名の表記には以下の記号を用いる。

- 性別による記号

M： 男性

W： 女性

- 技能レベルによる記号

E： エリートクラス（最高難度のクラス）

A およびB： Eクラスに次いで難度の高い順に設けるクラス

- 距離による記号

LおよびS： 距離の長い順に設けるクラス

4.2.2 クラス名は、性別による記号、年齢、技能レベルによる記号、距離による記号の順に続けて表記する。

5. 参加資格

5.1 主催者は、参加資格に制限を加える場合は、その旨を明確に大会開催要項に記載しなければならない。

5.2 EまたはAクラスに参加しようとする者は、競技者登録をしていなければならない。競技者登録については、『競技者登録に関する規則』に定める。

5.3 主催者は、エリートクラスへの出場については一定の条件を課し、参加資格を取得したことを証明する資料の提示を条件とすることができる。
エリートクラスの参加資格については、『公認大会エリートクラス出場資格規則』に定める。

6. 競技責任者と大会コントローラの指名

6.1 主催者は、適格なる競技責任者を指名する。

6.2 大会には大会コントローラを置き、公認大会についてはJOAが大会コントローラを任命する。

7. 大会開催要項

7.1 大会開催要項は、遅くとも開催日の2カ月前までに当該大会の性格に適した方法で公表するものとする。

7.2 大会開催要項には、少なくとも以下の事項を記載する。

a) 開催年月日、集合地または大会会場

b) 主催者、主管者、競技責任者、大会コントローラ、コース設定者

c) 問合先

d) 申込方法、申込先、申込締切日

e) 参加料、必要であればその他の料金、払込方法

f) 服装と用具に関する注意

- g) 競技形態、クラス、リレーの走区によりクラスが異なる場合は、走区クラス割
- h) クラス別またはリレー走区別優勝設定時間
- i) 交通手段
- j) テレイン状況、留意事項、トレーニングに関する情報
- k) 競技用地図の縮尺、等高線間隔、走行可能度表示
- l) コントロールのパンチ方法
- m) スタート開始時刻

8. 参加申込

- 8.1 競技者は大会開催要項に記された申込締切日までに所定の方法にしたがって、大会参加を申し込む。
- 8.2 参加料は大会開催要項に示されている方法で支払う。
- 8.3 参加申込書には少なくとも以下の事項を記載する。
 - a) 氏名
 - b) 住所・電話番号、または連絡手段
 - c) 競技者登録番号、または性別・年齢・生年月日
 - d) 参加希望クラス
 - e) 所属クラブ名または居住市区町村名

9. スタート順の決定とスタートリスト

- 9.1 スタート順は、クラスごとに無作為に決める。ただし、シード枠を設けてもよい。
- 9.2 個人競技においては、競技者は各クラスとも一人ずつ同一の時間間隔でスタートするタイムスタートとする。
- 9.3 複数レース競技においては、各クラスとも個々の競技者のスタート時間帯をレースによって変えることにより、競技者全員のスタート時刻に関する条件を等しくすることが望ましい。
- 9.4 複数レース競技の最終レースにおける各競技者のスタート時刻は、それまでの成績に基づいてスタートするチェイシング（成績時間差）スタートを採用してもよい。
- 9.5 予選・決勝レース競技の予選では、以下の条件が満たされるようにスタート順を決める。
 - 各予選グループの人数が均等になるように競技者を配分する。
 - 各スタート時刻に予選グループ毎に一人ずつの競技者が同時にスタートする。
 - 同一クラブに所属する競技者は、各予選グループに均等に配分することが望ましい。
 - 予選グループ毎のレース距離は可能な限り等しくする。
- 9.6 予選・決勝レース競技の決勝のスタート順は、予選順位の逆順とし、予選で最も上位

の競技者が最後にスタートする。同じ予選グループの中で同順位の競技者は、無作為抽選で順番を決める。予選グループ間で同順位の競技者は、予選グループ番号の順にスタートする。

- 9.7 リレー競技では、マス（一斉）スタートを採用する。多様なコースの組み合わせをあらかじめ決めておいて、無作為に抽選する。組み合わせは、最終の競技者がスタートするまで公表してはならない。

10. プログラム

- 10.1 プログラムは、遅くとも開催日 1 週間前までに、申込者に通知、送付もしくは公表する。

- 10.2 プログラムには、7.2 項にいうすべての事項（d,e を除く）に加えて、以下の事項についての情報も記載する。

- a) 適用するオリエンテーリング地図図式、および地図図式にない特殊記号を使用する場合の説明
- b) ナンバーカード、コントロールカード、コントロール位置説明表の交付方法
- c) スタートリスト
- d) 大会会場からスタート地区までの距離および所要時間
- e) 誘導テープの色、給水コントロール、立入禁止／危険地帯
- f) コース距離、登高（E,A クラス）
- g) コース距離の 15%以上が標高 1,200m を超える場合は、その高度
- h) コントロール位置説明をスタート地区で配布する場合は、その寸法
- i) 更衣所、洗い場、トイレ、救護所
- j) 競技時間、フィニッシュの閉鎖時刻
- k) 表彰式（有無、時刻、対象、クラスなど）

参加者の便宜のため、競技の公正性に影響がなければ、以下の事項についての情報も記載することが望ましい。

- l) フィニッシュ地区から大会会場までの距離および所要時間

11. テレインとコース

- 11.1 テレインは、競技としてのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

- 11.2 コース設定に際しては、IOF が定めている『コース設定の原則』に従う。

- 11.3 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な障害物（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリアおよびマーカールートは、迂回して測定する。

- 11.4 登高は、現実的なルートに沿った場合の登高とする。

- 11.5 コースは、別途定める優勝設定時間に合致するように設定する。
- 11.6 リレー競技においては、各走区で最も速い者の合計時間を基準にして優勝時間を設定する。
- 11.7 リレー競技においては、各競技者は異なるレッグまたはコースを走るが、チーム全体としては同一のレッグまたはコースを走る。
- 11.8 テレインの制約等、やむをえぬ事情がある場合、大会コントローラの同意を得て、別途定められた優勝設定時間と異なる時間を設定することができる。この場合、大会開催要項およびプログラムに明記しなければならない。

12. 地 図

- 12.1 地図は『日本オリエンテーリング地図図式』あるいは『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』（以下総称して地図図式という）に基づいて作成する。
- 12.2 地図の縮尺は、ロングディスタンス競技では 1:15,000、ミドルディスタンス競技およびリレー競技では 1:10,000、スプリント競技では 1:5,000 または 1:4,000 を原則とする。これと異なる縮尺の地図を使用する場合は、大会開催要項およびプログラムなどに明記しなければならない。
- 12.3 地図印刷後に、競技の公正さに影響を与える恐れのあるテレイン内の状況の変化が生じたときは、その変化を地図に表示しなければならない。
- 12.4 地図は耐水性を確保したものでなければならない。
- 12.5 使用されるテレインが含まれるオリエンテーリング用に作成された地図があった場合は、その地図を大会会場に掲示する。また、その地図の情報（地図名、作成時期、大会名等）をプログラムで通知することが望ましい。

13. 地図上へのコースの表記

- 13.1 競技地図上のコース記号は以下のとおりとする。
 - オリエンテーリングの開始地点 : 正三角形
 - コントロール : 円
 - フィニッシュ : 二重同心円
- 13.2 三角と円は、それぞれコントロールとなっている地図上の特徴物を、正確に中心位置とする。中心に印をつけてはならない。
- 13.3 ポイント競技においては、コントロールの円には回る順に番号を添える。オリエンテーリングの開始地点を示す三角形の頂点の一つを第 1 コントロールに向ける。番号は上を北にして、重要な地図細部の読みとりが困難にならないように記す。
- 13.4 誘導部分をのぞき、三角および円は、番号順に直線でつなぐ。細部の地図読みが必要な部分では、線や円の一部を省くこととする。
- 13.5 誘導部分は、すべて地図に表示する。誘導部分の開始地点には必ずコントロールを

置き、誘導部分は地図に破線で示す。誘導部分の終端から再びオリエンテーリングを始める場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールを直線でつなぐ。

- 13.6 コース記号、通行禁止ルート、立入禁止区域、救護／給水所など、すべての地図への追加印刷は、地図図式に従う。

14. コントロール位置説明

- 14.1 コントロール位置説明は、『コントロールに関する規則』に従って作成する。
- 14.2 コントロール位置説明は、地図の表面に貼付または印刷する。
- 14.3 コントロール位置説明は、事前に配布・公表してもよいが、スタート地区またはスタート枠（レーン）内とすることが望ましい。リレー競技など追従の可能性がある競技では配布しない。

15. 地上における表示

- 15.1 競技者が通ることを義務づけられたルートには、標識をつける。標識は、オレンジと白のテープまたはストリーマを一緒につける方式が望ましい。
- 15.2 危険地域を示す標識は目立つようにつける。
- 15.3 立入禁止区域は、青と黄のテープまたはストリーマで外郭線を表示するのが望ましい。

16. コントロールの設置

- 16.1 すべてのコントロールにはコントロールフラッグを置く。夜間競技においては、灯火または反射板をすべての方角から見えるように置くか、コントロールフラッグとともに吊す。
- 16.2 コントロールフラッグは三面柱状で、各面は 30×30cm の正方形とし、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ（PMS 165）に色分けする。3面のうち少なくとも2面は、上半分を白とする。
- 16.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物に、その特徴物に到達した競技者に見えるように吊す。コントロールフラッグが吊された実際の位置は、コントロール位置説明と合致していなければならない。
- 16.4 コントロールは 30m 以内（縮尺 1:5,000 または 1:4,000 では 15m 以内）に近接して設置すべきでない。さらに特徴物が同じコントロールは 60m 以内（縮尺 1:5,000 または 1:4,000 では 30m 以内）に近接すべきでない。
- 16.5 他の競技者の存在によって、コントロール到達の難易度が左右されてはならない。
- 16.6 すべてのコントロールには、識別のためのコントロール識別番号を、競技者がパンチ器具を使用するときに明瞭に見えるようにつける。コントロール識別番号は 31 以上 2～3 桁の数字とするが、混同しやすい数（66,68,86,89,98,99 など）は使っては

ならない。数字は白地に黒色で、高さ 30～100mm、太さ 5～10mm で記す。

- 16.7 コントロールフラッグ、パンチ器具などは、コース毎に同一の仕様とする。パンチ器具は十分な数を、コントロールフラッグのすぐそばに備える。
- 16.8 優勝設定時間が 45 分を超えるクラスがある場合は、給水所を設ける。状況により必要な場合（酷暑時など）には、優勝設定時間にかかわらず設ける。給水所には、少なくとも飲料水を用意しなければならない。

17. コントロールカードとパンチ器具

- 17.1 コントロールカードおよびパンチ器具は、以下のものを使用することができる。
 - ピンパンチ式のコントロールカード方式
 - 電子式のパンチ計時システム
- 17.2 コントロールカードは、競技者に個々のスタート時刻までに渡す。運営上必要な場合は、大会コントローラの同意を得て、コントロールカードを地図に添付することができる。コントロールカードの交付方法については、プログラムに記載する。
- 17.3 競技者は各コントロールに備えられているパンチ器具で、自分のコントロールカードの正しい欄に、明瞭に印をつけてくることに責任を有する。コントロールカードはフィニッシュで役員に手渡す。
- 17.4 主催者は、いくつかの指定したコントロールで、役員による競技者のコントロールカード検査、および役員の手による記印を行うことができる。
- 17.5 コントロールカードに記印がされていなかった場合、その理由が競技者の責任に帰し得ないもの（パンチ器具の不調や紛失など）であったときは、その競技者は失格とならない。
- 17.6 ピンパンチ式のコントロールカードは、耐水性の破れない紙で作成し、寸法は 10×21cm を超えてはならない。
- 17.7 電子式のパンチ計時システムを採用する場合は、バックアップシステムを備えておかなければならない。

18. スタート

- 18.1 競技者は、スタートラインより指定された時刻にスタートする。
- 18.2 スタートからオリエンテーリングの開始地点までは、誘導の標識をつける。開始地点には、コントロールフラッグを置く。このコントロールフラッグにはパンチ器具をつけない。
- 18.3 競技者は、地図をスタートと同時に、またもし地図の支給地点がスタートラインより先の場合は、その地点で自分の責任で取る。
- 18.4 オリエンテーリングの開始地点は、先行する競技者のルート選択が、スタート待機中の後続競技者に知り得ないような場所に設ける。

- 18.5 個人競技はタイムスタートで行う。
- 18.6 リレー競技のスタートはマススタートで行い、継走していくこととする。次走者への引継ぎは、定められた区域の中で走者が接触することにより行う。次走者に準備時間を与えるため、前走者の中継所への接近について、可能であれば告知する。告知の方法は板書が望ましい。この場合、告知に手落ちがあっても主催者に責任はない。
- 18.7 リレー競技においては、運営上の理由により、第二走者以降の繰上げスタートを行ってもよい。
- 18.8 スタート時刻に遅れた競技者は、スタートラインに到着後、役員の指示で直ちにスタートを許されるが、指定されていたスタート時刻を所要時間計測の起点時刻とする。
- 18.9 主催者側の過失によりスタート時刻に遅れた競技者には、新たなスタート時刻を与える。

19. フィニッシュおよび計時

- 19.1 競技者がフィニッシュラインを越えたときに当該競技者の競技は終了する。
- 19.2 フィニッシュへの誘導はテープ等によって表示されていなければならない。最後の20mは直線とする。
- 19.3 フィニッシュラインの幅は、タイムスタートの場合は1.5m以上、マススタートおよびチェイシングスタートの場合は3m以上とする。フィニッシュラインは、進入路と直角に競技者に明瞭にわかるように設ける。
- 19.4 フィニッシュラインを越えた後、競技者はコントロールカードを、また主催者が定めている場合は使用地図を、役員に手渡す。
- 19.5 フィニッシュ地区には救護所を置く。
- 19.6 フィニッシュの計時は、競技者の胸がフィニッシュラインを通過したときに行う。電子式コントロールカードの場合はフィニッシュラインでパンチした時点で計時してもよい。
- 19.7 記録する所要時間は秒までとし、秒に満たない端数は切り捨てる。発表は、時間・分・秒または分・秒の形で行う。

20. 順位、成績および表彰

- 20.1 個人競技においては、所要時間が同じ競技者はすべて同順位とする。ただし、公式成績表にはスタート順に記載する。
- 20.2 リレー競技においては、最終走区の走者がフィニッシュした順が、チームの最終順位となる。
- 20.3 マススタートおよびチェイシングスタートでは、着順判定員が順位判定を下す。同

着はない。

- 20.4 E クラスおよび A クラスについては、競技者が競技できる時間として競技時間を設ける。
- 20.5 コントロールカードを紛失した競技者、記印に脱落がある競技者、コントロールを指定通りに回らなかったことが立証された競技者、競技時間内に競技を終了できなかった競技者は、すべて失格とする。
- 20.6 競技進行中、成績の速報は、順次掲示する。
- 20.7 公式成績表の公表は、大会終了後 1 カ月以内に行う。
- 20.8 リレーの成績表には、各競技者個々の氏名と所要時間およびコースの分割方法と組み合わせも記載する。繰上げスタートになったチームは、正規に継走できたチームの後の順位となる。
- 20.9 成績上位者を表彰することができる。

21. 服装と用具

- 21.1 大会開催要項に明記されていない限り、服装に関しては競技者の自由である。
- 21.2 主催者が定めた場合、競技者はナンバーカードを、明瞭に読み取れるように胸に装着する。主催者はさらに、背中にもつけるように規定できる。ナンバーカードは折り畳んで서는ならない。ナンバーカードの寸法は 25×25cm 以下とし、数字の高さは 10cm 以上とする。
- 21.3 競技者は競技中に、主催者から受け取る地図、コントロールカード、コントロール位置説明書、およびコンパス、時計、その他主催者が必要と認めたものを携行してよい。その他の技術的な補助器具の使用は禁止する。
- 21.4 競技者は競技中に通信機器を使用してはならない。GPS データ記録装置は、ナビゲーションの目的でなければ使用してもよい。主催者は、競技者に追跡装置の着用を求めることができる。

22. 公正な競技

- 22.1 大会に関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
- 22.2 ドーピング行為は禁止する。主催者は、『ドーピング防止規程』に基づいて、テストを実施することができる。
- 22.3 主催者は大会コントローラの同意を得て、前もってトレインの位置を公表するとともに、特定のトレインあるいは区域を立入禁止として指定することができる。公表された場合は、これらの指定されたトレインあるいは区域に立ち入り、調査や練習を行ってはならない。

- 22.4 テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。大会の場所を知ろうとする試みは禁止する。
- 22.5 主催者は、テレインを熟知し他の競技者より明らかに有利な立場にある者を、競技に参加させてはならない。
- 22.6 いかなる競技者も、不公正な手段により他の競技者より有利な立場に立とうとしたり、走あるいは方向決定に助力を得たりしてはならない。
- 22.7 競技者にとって危険な事態が発生した場合、主催者はいかなる時点であっても競技を中止または延期とすることができる。

23. 競技中の行動

- 23.1 競技者は、テレイン内ではできるだけ静粛に行動する。
- 23.2 怪我をした競技者を助けることは、競技者の義務である。
- 23.3 競技者は、自分のコース内の誘導部分では、終始誘導に従う。地図に示されている立入禁止区域に入ってはならない。
- 23.4 主催者は、環境保護のための指示を競技者に与えることができる。競技者はこれを厳守しなければならない。
- 23.5 フィニッシュラインを通過した競技者は、主催者の許可を得ない限り、テレインに立ち戻ってはならない。
- 23.6 途中棄権する競技者は、できる限り速やかに地図とコントロールカードを大会役員に手渡ししなければならない。申告することにより棄権となる。
- 23.7 競技の行われている間、競技に関係する人はそれぞれ指示された場所に留まり、他の競技者に影響を与える行為をしてはならない。
- 23.8 競技者は、自己の責任において、大会に参加するものとする。

24. 調査依頼および提訴

- 24.1 競技に関する疑義が生じたとき、競技者およびチーム役員は競技責任者に対して調査依頼をすることができる。
- 24.2 調査依頼は文書で可能な限り速やかに行わなければならない。競技責任者は調査依頼の制限時刻を設けることができる。制限時刻以降の調査依頼は、考慮すべき特別な事情がある場合にのみ認められる。
- 24.3 競技責任者は調査結果を、可能な限り速やかに調査依頼者に通知しなければならない。
- 24.4 調査依頼に対する競技責任者の回答が不服の場合、競技者およびチーム役員は提訴を行うことができる。
- 24.5 提訴は調査依頼に対する回答が通知されてから 15 分以内に、文書で裁定委員宛てに提出しなければならない。制限時刻以降の提訴は、考慮すべき特別な事情がある場

合にのみ認められる。

- 24.6 後日公表された公式成績表に関する調査依頼および提訴は、公表後 10 日以内に行うものとする。

25. 裁定委員会

- 25.1 主催者は、3 名からなる裁定委員会を組織する。裁定委員会の任務は、すべての提訴について、裁定を下すことである。
- 25.2 裁定委員は、大会組織に関与してはならない。大会コントローラが裁定委員会の議長となるが、投票権は有しない。主催者の代表も裁定委員会に出席できるが、投票権は有しない。
- 25.3 裁定委員会は、3 人全員の出席をもって成立する。出席不可能な裁定委員がいたときは、主催者は代理を任命しなければならない。
- 25.4 裁定委員会の決定をもって、最終裁定とする。

26. 競技規則違反

- 26.1 競技規則に違反した競技者は、失格となる。
- 26.2 競技規則に違反した役員があったときは、大会コントローラはその旨を、JOA に通告する。
- 26.3 競技規則に対する違反はすべて、大会報告書に記録する。

27. 大会コントローラ

- 27.1 大会コントローラは、JOA のコントローラ認定資格を有する者でなければならない。
- 27.2 大会コントローラの主たる任務は、競技規則が遵守されていることを確認することである。

競技規則を逸脱する必要がある場合は、大会コントローラが可否を判断し、事前に JOA へ報告するとともに競技者に公表しなければならない。

- 27.3 大会コントローラは、以下の事項について権限を有する。
- a) テレインの適格性の判断
 - b) 地図図式に照合して、地図の質の審査
 - c) コース設定の質、およびスタートとフィニッシュ位置の適格性の判定
 - d) コースの審査（難易度、コントロール位置の選定、偶然性の排除、地図の精度）
 - e) リレーにおけるコース配分と組み合わせの審査
 - f) 競技運営全般の確認と、宿舎や食事・輸送・プログラム・トレーニング関係などの内容の確認
 - g) 計時機器の信頼性と精度の確認
 - h) 競技への影響の可能性の観点から、報道関係などへの対応の仕方の確認

- i) 式典計画の確認
 - j) ドーピングテストの手配および設備の確認
 - k) 記録の承認
- 27.4 大会コントローラは、任務を達成するために現地視察を含めて適宜点検を行わなければならない。点検後は速やかにその概要を書面で JOA および主催者に報告する。
- 27.5 大会コントローラは大会当日、大会会場に常駐する。
- 27.6 大会コントローラの経費については、主催者が負担する。

28. 大会報告書

- 28.1 主催者は、大会報告書を作成しなければならない。
- 28.2 大会コントローラは、大会終了後 1 カ月以内に、JOA へ報告書を提出する。報告書には、大会の特記すべき事項と提訴の詳細を記載する。
- 28.3 主催者は、大会終了後 1 カ月以内に、JOA および所属する正会員または開催地の正会員へ、以下のものを提出する。
- a) 大会報告書
 - b) 公式成績表
 - c) 男女の最上位クラスのコース地図と全コントロール図各 1 枚

29. メディア・サービス

- 29.1 主催者は、メディア取材者に対し、好意的な機会を提供することが望ましい。
- 29.2 主催者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のための最大限の努力をすることが望ましい。

30. 附 則

本規則は平成 28 年 2 月 7 日より施行する。

平成 6 年 3 月 27 日	制定
平成 13 年 3 月 10 日	改正
平成 16 年 7 月 31 日	改正
平成 19 年 5 月 26 日	改正
平成 21 年 3 月 15 日	改正
平成 21 年 12 月 6 日	改正
平成 24 年 3 月 20 日	改正
平成 24 年 6 月 17 日	公益社団法人への移行に伴う修正
平成 25 年 1 月 12 日	改正
平成 28 年 2 月 7 日	改正